

独立行政法人国立印刷局の令和3年度評価結果の反映状況

令和3年度評価における課題、改善事項 (※1)	令和4年度業務運営の改善への反映状況 (※2)	令和5年度事業計画等への反映状況(※3)
<p>1 製品の一部における印刷不良について、同種・類似の事象が発生しないよう、再発防止の徹底を図る必要がある。</p>	<p>I-2-(2) その他の製品</p> <p>ハ 品質管理等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に製造・納入した製品の一部に印刷不良が見つかったことから再発防止策の確認を行うとともに、今年度の製造開始前に対策の履行状況について点検を行い、再発防止策の有効性を確認した。 本局及び工場間における品質管理打合せ会(4月、10月、令和5年3月)を実施し、品質管理の徹底に向けた方針や情報の共有化を図るとともに、PDCAサイクルによる継続的業務の改善に取り組んだ。 工場において四半期ごとに作業考査を実施し、製造品等の数量確認状況、倉庫等の管理状況、規程類の設定・改正後の状況などを計画的にチェックすることにより、製品の散逸防止、保管管理及び工程ごとの数量管理が厳格に行われていることを確認した。 <p>これらの取組により、規格内製品を納期までに確実に納入した。</p>	<p>令和3年度に発生した印刷不良を受け、再発防止の徹底を図るための取組について、以下のとおり令和5年度事業計画に反映した。</p> <p>I-2-(2) その他の製品</p> <p>切手等の製品については、品質管理及び製造工程管理の徹底を図り確実な製造を行うことにより、発注者との契約に基づく数量の規格内製品を納期までに確実に納入します。さらに、発注者の要望を踏まえた提案を行います。</p> <p>また、製品の製造に当たっては、作業考査、点検、作業前の手順書の確認等の実施を通じて、継続的な業務プロセスの改善に取り組みます。</p>
<p>2 労働災害の発生状況及び労働災害に起因し労働基準監督署から是正勧告を受けたことに対し、労働災害の再発防止に取り組むとともに、危険予知に関する教育をはじめとした安全衛生教育の更なる徹底を図る必要がある。</p>	<p>VII-5-(1) 労働安全の保持</p> <p>ニ 安全を確保するための取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 全機関で特別安全点検を実施し(4月～9月)、製造設備における危険有害要因の洗い出しを行い、その要因に対して安全対策措置を実施した(10月～令和5年3月)。 国立印刷局で過去に発生した災害事例を基に、 	<p>令和3年度に発生した労働災害に対し、労働基準監督署から是正勧告を受けたことを踏まえ、再発防止の徹底を図るための取組について、以下のとおり令和5年度事業計画に反映した。</p> <p>VII-5-(1) 労働安全の保持</p> <p>職場環境整備に資する計画に基づき、危険予知に関する</p>

	令和3年度評価における課題、改善事項 (※1)	令和4年度業務運営の改善への反映状況 (※2)	令和5年度事業計画等への反映状況(※3)
		<p>全職員を対象にKYT（危険予知トレーニング）を実施した（4月、6月、8月、10月、12月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険感受性の更なる高揚を図るための取組として、バーチャルリアリティー技術を応用した危険体感型の安全教育を企画し、全機関において実施した（9月～令和5年1月）。 転倒災害の発生状況を踏まえ、全機関において転倒災害の防止に向けた意識啓発を実施（9月）するとともに、自身の身体能力を自覚させ、その変化に気付きを促すことにより安全意識を高め、転倒予防につなげる転倒災害予防研修を全機関において実施した（12月～令和5年2月）。 安全衛生点検の実施（毎月）に加え、全国安全週間（7月）の取組として、リスクアセスメント研修や安全作業基準の読み合わせなど安全衛生に関する教育を実施した。全国労働衛生週間の取組として衛生点検を実施するなど、職員の衛生意識の向上を図った（10月）。また、国立印刷局の自主的な取組である安全強調週間においては、年度末に向けた労働災害防止の取組を実施した（令和5年3月）。 新規導入設備について新たに安全作業基準を設定するとともに、既存設備の作業手順に係る安全作業基準についても継続的な見直しを実施した。 	<p>教育をはじめとした安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、職員一人一人が「安全第一」という認識の下、安全作業基準の点検や必要に応じた改正等を通じて労働災害につながる危険・有害要因を確実に排除することにより、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組みます。</p>
3	<p>廃棄物排出量が目標値を上回った点について、有価物である損紙屑を廃棄物として処理する状況が継続する中においても、排出量の削減に向けて取り組む必要がある。</p>	<p>VII-6 環境保全</p> <p>(3) 資源使用量の抑制及び廃棄物排出量の抑制</p> <p>資源使用量については、新様式券の製造に伴い原材料を追加したものの、製紙工場の製造工程に</p>	<p>令和3年度において廃棄物排出量が基準値を上回ったことを受け、排出量削減を図るための取組について、以下のとおり令和5年度事業計画に反映した。</p>

令和3年度評価における課題、改善事項 (※1)	令和4年度業務運営の改善への反映状況 (※2)	令和5年度事業計画等への反映状況(※3)
	<p>において排出される紙料の回収・再利用などを継続して実施することにより、引き続き使用量の抑制に努めた。</p> <p>廃棄物排出量については、排水処理設備を更新したことに伴い、製紙工程において発生する紙料スラッジや汚泥を、令和3年度比で約260t削減したほか、印刷工程で発生した損紙屑の売払いについて、既存の取引業者と対象機関を拡大するなどの調整を行い、売払い量を拡大したことなどにより、令和3年度比で約300t削減した。</p> <p>これらの結果、廃棄物排出量は6,278tとなり、令和3年度排出量(6,795t)から517t削減となり、基準年度である平成24年度排出量(7,316t)に対し85.8%となった。</p> <p>なお、廃棄物のうち、廃プラスチック等の再資源化することが可能な廃棄物について、売払い等により100%再資源化した。</p>	<p>VII-6 環境保全</p> <p>廃棄物排出量の抑制については、廃棄物の減量化対策に取り組むことにより、令和5年度の廃棄物排出量を平成24年度と比較し、3%の増加に抑制するとともに、再資源化可能な廃棄物の100%再資源化に取り組みます。</p>

※1 国立印刷局の令和3年度の業務実績に関する評価書（令和4年8月24日付け財務省理財局）から該当箇所を抜粋した上で記載する欄。

※2 令和4年度の業務実績に関する自己評価書に基づき記載する欄。

※3 令和5年度事業計画等から該当箇所を記載する欄。